

感震ブレーカー設置可否チェックシート

感震ブレーカーを設置する前に、設置が可能であるか確認します。
以下の質問で当てはまるものに、チェックを入れてください。

チェック項目

- 平成 30 年度から令和 5 年度までに感震ブレーカーの支給を受けていない。
→支給を受けている方は申請できません。
- ご自宅で家庭用電源を用いて動作する「生命維持に関わる医療器具」を使用していない。
→使用している場合は、確実に動作する補助電源をお持ちの場合に限り設置可能です。補助電源をお持ちでない場合は設置できません。
- 設置されているアンペアブレーカーまたは漏電ブレーカーの容量が 75A 以下である。
→75A 以上の場合、補助用具（パワーヤモリ（有償））を使用して設置することができます。
- 分電盤の形状が木製または開閉器タイプでない。
→木製または開閉器タイプの場合は設置できない場合があります。
- 分電盤が特殊形状型（ロングストローク／工場型等）でない。
→ロングストロークタイプのブレーカーの場合、補助用具（パワーヤモリ（有償））を使用して設置することができます。工場型ブレーカーには設置できません。
- ホームセキュリティに加入していない。
→加入している場合、設置作業を行う前に加入している警備会社への連絡が必要です。
- 太陽光発電設備やエネファーム、プラグインハイブリットカー設備がない。
→設備がある場合、感震ブレーカー作動により不具合がないか、該当する設備を設置した業者へご相談ください。
- 既に感震ブレーカー内蔵タイプ分電盤を設置している。
→設置できません。
- 蓋付きの分電盤である。
→ヤモリ・デ・セットを使用してほぼ蓋を閉めることが可能です。
- 賃貸住宅その他自己の所有でない住宅に居住する方は、家主等から感震ブレーカー取付の承諾を得ている。
→承諾を得ていない場合は設置できません。

上記内容について、確認しました。

氏名 _____

ご不明な点は

国分寺市総務部防災安全課防災まちづくり担当までお問い合わせください。

電話 042-325-0111 内線 511